

校則改定の流れ

- (1) 生徒執行部会・生徒指導部会・校則検討委員会(10月～12月)で改定原案を作成する。
- (2) 各学年会(担任会の場合もある)・保護者(PTA 役員会)へ改定案を提出し、検討する。
- (3) 修正があれば改定案の修正を行う。
- (4) 改定案を校務委員会に提出する。
- (5) 校務委員会で承認された場合、校長決済後に職員会議で報告する。

生徒心得

1 登下校

- (1) 登校時刻 午前8時30分までに校門に入る。始業時刻 午前8時40分
- (2) 下校時刻 3月～9月は午後6時、10月～2月は午後5時30分までに校門を出る。
- (3) 登校後は校外に出ないこと。やむを得ない場合は、学級担任又は生徒指導部の許可を受ける。
- (4) 下校の際は、教室廊下その他使用したところの戸締り、後始末をきちんとする。
- (5) 休日の登校は担当の先生の許可を得る。
- (6) 自動車による送迎は原則として禁止する。
- (7) 通学途上において交通規則、車内道徳をよく守り、高校生としての品位を保つ。
- (8) 通学途上、万一事故が発生したら、直ちに本人又は保護者が学校へ連絡する。
- (9) 自転車通学希望者は生徒指導部に許可願を出し、所定のステッカーを購入して取り付ける。
- (10) 欠席・遅刻の連絡は電話または指定メールシステムにて、午前8時20分までにする。
※定期考査やそれに準ずる日は電話にて連絡をすること。
- (11) 遅刻の場合は、職員室で遅刻手続きをして入室する。早退の場合は、職員室で早退の手続きをする。

2 校内生活

- (1) 校舎内では上履き、下履きを厳重に区別し、上履きは規定のスリッパを使用する。
- (2) 生徒が校内に掲示したり、新聞・雑誌等の印刷物を発行したりする場合は事前に生徒指導部に申し出て許可を得る。
- (3) 拾得物、紛失物は速やかに生徒指導部に届け出る。
- (4) 校舎内外の美化、整頓に心を配る。
- (5) 学校の施設・備品を破損したときは、破損届に必要な事項を記入して学級担任に提出する。
- (6) スマートフォン等の使用については教員の指示に従う。
- (7) 不必要な物を校内に持ち込まない。
- (8) 貴重品の管理を確実に行う。

3 校外生活

- (1) 常に生徒カードを携帯する。
- (2) 常に本校生徒としての本分を自覚し、誇りを持ち、本校の名誉を傷つけるような行動をしない。
- (3) 自動車(原付、自動二輪含む)の「交通四ない運動」(免許をとらない)(買わない)(乗らない)(乗せてもらわない)を遵守する。

4 アルバイト

- (1) アルバイトは原則として認めない。
- (2) 家庭の事情等で必要な場合は学級担任を通じて生徒指導部にアルバイト許可願を提出し許可を得る。
- (3) 郵政のアルバイトは別途取り扱う。(許可制)

5 旅行

- (1) 泊を伴う旅行(学割申請のある)をする場合は届け出る。
- (2) 旅行届は、一週間前までに学級担任へ提出する。
- (3) 学生割引証発行は、最小限の枚数とする。
- (4) 海外旅行の場合は申し出る。

6 服装等

下記の制服を指定する。

(1) 制服

Aタイプ(冬) 黒詰襟標準学生服(標準マーク付)

上衣…指定ボタン(前大5個、袖小2個ずつ)を使用。襟の高さ4cm袖割りは禁止。

学生服の下に派手なシャツを着用しない。

ズボン…裾巾は20~25cm、タックは2本以上とらない。

ベルト…黒又は茶色の華美でないものを着用する。

Aタイプ(夏)

本校指定の開衿シャツ又は長袖シャツ。ズボンのサイズ等は冬に同じ。下着は白で、柄のないものとする。

Bタイプ(冬)

上衣…濃紺セーラー型(胸当て付)、生地は学校指定のもの。襟0.4cmライン(シルバーグレー2本。リボンはシルバーグレーで巾2.5×長さ150cm)

スカート…28本の箱ヒダ、丈は膝頭程度とする。

Bタイプ(夏)

上衣…セーラー型白無地(胸当て付)。袖は半袖又は長袖。胸当てに校章を入れる。

衿は濃紺サージ(冬服と同じライン2本)。リボンは冬服と同じ。

スカート…冬のものに準ずる。

(2) 更衣

冬服または夏服の着用の時期については、各自で判断する。ただし、学校行事等で、学校側が制服を指定することがある。また、防寒着については、その性質上、冬服の上に着るものとする。

(3) バッジ、履物等

ア バッジ…Aタイプは左襟、Bタイプは左胸に本校バッジを正しくつける。ただし夏服は制服又はシャツに刺しゅうしてあるので、つける必要はない。

イ 靴…華美でない短靴。

ウ 靴下…靴下は、白、黒、紺、グレー、ベージュ、茶の単色とする。ワンポイントまたはライン2本までを可とする。くるぶしソックスも可とする。リボンレース等の飾りは禁止とする。女子のストッキングはベージュ色又は黒色とする。

エ スリッパ…学校指定のもの。学年で色を定める。必ず記名すること。

オ かばん…通学用バッグは指定しない。ただし授業の用具が十分入るものとする。

カ 防寒着

使用期間は原則として10月～3月とする。気候異変の場合は、更衣を変更する場合もある。

コート…色は黒、紺、茶、白、ベージュ、グレー。登下校時のみ着用を認め、冬服の上に着用する。

マフラー…登下校時のみ着用を認める。ただし、華美でないものとする。

カーディガン…色は黒、紺。ワンポイントは可とする。生地については問わない。使用期間中の校内での着用を認める。

(4) 頭髪

高校生らしい清潔な髪型とする。染色、脱色、パーマ、カール、一部の刈り込みなど手を加えることは禁止する。

・整髪料の使用は禁止する。

・Aタイプの長髪は禁止する(髪が目や襟に被らないようにする)。またヘアピン・ゴムなどの装飾品をつけることは禁止する。

・Bタイプのヘアピン・ゴムなどは黒・紺・茶で飾りのないものとする。

(5) その他

・アクセサリーはすべて禁止する。

・化粧は禁止する。

(6) 登下校の服装

夏休み期間、および5月～10月の土日祝の部活動時のみ、上下体操服または部顧問が許可した服装での登下校を可とする。

7 学習

(1) 授業内容についての予習復習は必ず毎日行い、学習効果をあげるように努める。

(2) 授業始めのチャイムで授業が開始できるよう授業を受ける準備をする。

(3) 授業を受けるのに必要な教科書・学習ノート・補助教材等は必ず持参する。

(4) 教室の移動は放課時間に完了する。

(5) 教科書・学習ノート・参考書・問題集等(辞書、体育時の服装、書道用具等特別に認められたもの以外)は学校に残置しない。

8 考査

(1) 考査は厳正な態度で臨み、自己の最善を尽くし、不正行為など生徒として恥ずべき行為は絶対にしない。

ア 座席は、廊下側前からクラス番号順とする。(欠席者は空席にする。)

イ 筆記用具以外のもの(筆入れも含む)は、教室の外に出す。携帯電話は電源及びアラーム機能を切り、かばんの中に入れる。

※当日の考査に関係あるもの、考査の公正を乱すおそれのある携帯電話等を机内又は身につけていた場合は不正行為とみなす。

ウ 下敷きの使用は、原則として認めない。

※ 机上面の不備等により下敷きを使用する場合は、そのつど監督の先生の許可を得る。

エ 消しゴム、その他の物の貸し借りは認めない。

オ 途中からの受査は、監督の先生の許可を得る。

カ 途中の退室は、原則として認めない。

キ 質問等用事がある場合は、黙って挙手をする。

ク 考査終了チャイムで、解答をすぐやめて、鉛筆を置く。各列の最後部の生徒は番号順に答案用紙を回収する。

(2) 考査時間割発表日から考査終了日まで、職員室への入室を禁止する。用事のあるときは、入口で先生の名前を呼ぶ。

(3) 1、2 学期(3 年は 1 学期のみ)の成績不振者については、再考査を実施する。

9 欠席、欠課、忌引き、出席停止

(1) 欠席

保護者が午前 8 時 20 分までに学校へ連絡する。(公式試合や受験等の場合は関係職員の指示を受ける。)

(2) 欠課

授業に出席しない場合は欠課となる。欠課時数が多くなると単位の履修が認められないことがある。

(3) 忌引き

保護者から学級担任に申し出る。

ア 親族の喪に服するものは、次の期間休むことができる。父母 7 日以内、祖父母 3 日以内、兄弟姉妹 3 日以内、伯叔父母 1 日、同居者 1 日、父母の法事 1 日、以上に準ずるものとして校長が認めた場合。

イ 忌引きの日数は、土・日曜日、祝日も含む。

(4) 出席停止

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの「学校感染症」に感染した場合には出席停止となる。出席停止の期間は出席すべき日数から除かれる。出席停止となった場合は、出席停止の理由及び出席停止となる日付が記載された医師の証明書等を提出する。証明書は医療機関に用意されていることもあるが、本校ホームページ及び学校の保健室にもあるので、必要な場合はダウンロードするか学級担任又は保健室まで申し出る。

10 休学、退学、復学、長期欠席

(1) 休学、退学、復学したいときは、所定の様式により願いを提出する。

(2) 長期欠席(10 日以上)の場合は理由等を学級担任へ申し出る。

11 台風等異常気象時における生徒の登下校

(1) 生徒の登校する以前に、本県(知多地域)に暴風・暴風雪警報が発表されている場合

ア 午前6時40分までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。

イ 午前6時40分から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから当日の授業を始める。

ウ 午前11時を過ぎて後警報が解除されるか、又は引き続き解除されない場合は、当日の授業を中止する。

上のア、イの場合、交通機関の故障、道路、橋の破壊等で登校が危険な場合は登校に及ばない。知多地域以外に居住の場合、居住地域で暴風・暴風雪警報が発表されている場合は登校に及ばない。解除後、安全を確認し、登校する。

(2) 生徒の登校後に、本県(知多地域)に暴風・暴風雪警報が発表された場合

ア 台風の中心位置進行速度方向、発表時における気象状況等から判断して、全生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させる。

イ 学校より遠隔に居住する生徒の帰宅は困難と認めるか、既に戸外の通行は危険と認める場合には、当該生徒を戸外通行の危険がなくなるまで学校に残す。学校に残した生徒は校内の最も安全な場所に集める。

12 警戒レベル4以上または特別警報発表時の生徒の登下校

ここでいう特別警報とは、大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪の気象等に関する特別警報と大津波警報、緊急地震速報(震度6弱以上)である。

(1) 生徒の登校する以前に東海市に警戒レベル4以上または本県(東海市及び隣接する市町村)に特別警報(以下「特別警報等」という)が発表されている場合

※当面は県単位で特別警報が発表される。

ア その日の授業は行わない。

イ その日のうちに特別警報等が解除された場合も、授業は行わない。

ウ 解除後の学校の再開については、学校から災害用伝言ダイヤル・メール・連絡網等で連絡するので、個人で判断をしない。生命・安全の確保を第一に考える。

居住地域で特別警報が発表されている場合は登校しなくてよい。解除後の登校については、生命・安全の確保を第一に考えて行動する。

ウの場合でも、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶により登校が困難な生徒は登校しなくてよい。

(2) 生徒の登校後に東海市に警戒レベル4以上または本県(東海市及び隣接する市町村)に特別警報(以下「特別警報等」という)が発表された場合

ア 即刻授業を中止し、生徒の生命・安全を確保する。

イ 生徒を原則として校内の安全な場所へ避難させ、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等の情報を収集し、校外の避難場所への移動、保護者への引き渡し等、適切に対応する。

ウ 特別警報等が解除された場合も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等の情報を

収集し、生徒の帰宅が困難と認められる時は、引き続き校内の安全な場所へ留め置き、生徒の安全を確保する。

13 交通機関途絶の場合の登校

- (1) 原則として普通授業を行う。
- (2) 登下校にあたっては、安全について細心の注意を払う。特に通常、自転車通学でなくて、当日自転車を利用する者は十分注意する。
- (3) 生徒がオートバイや自動車を自ら運転したり、他人の車に同乗したりして登校することは認めない。
- (4) 遠距離等のため、交通ストで登校できない生徒は、交通スト中止後に次のとおり登校する。
 - ア 午前 11 時までに交通ストが中止された場合は、安全について十分配慮して、できるだけ早く登校する。
 - イ 午前 11 時を過ぎた後、交通ストが中止されるか、又は引き続き解除されない場合は、家庭で学習に励む。
- (5) 交通機関の途絶等の影響によって登校できない場合は、欠席扱いとしない。(その扱いについては、交通機関の利用状況の事前調査等に基づいて学校で判断する。)

14 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」の発表に伴う対応

- (1) 原則として授業や学校行事は継続する(この発表のみで臨時休校等にはならない)。
- (2) ただし、この対応は、国または県において南海トラフ地震に関する新たな防災対応が定められるまでの当面のものである。今後、対応に変更があった場合は、学校を通して別途周知する。
- (3) 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発表された場合は、日頃からの地震への備えを再確認すると共に、その後の情報(報道発表や学校からの連絡等)に気をつけて行動する。
- (4) 学校への連絡について
東海地震等大規模地震発生後は必ず学校へ被災状況等を連絡する。その際は、災害用伝言ダイヤル「171」等を使用する。(「171」の提供時期及び使用法等の詳細は、NTT の HP も参照のこと。)

15 登下校中に大規模地震が発生した際の安全確保

- (1) 地震の揺れを感じたら
 - ア 屋根瓦、外壁、ガラス、看板の落下に注意するとともに、ブロック塀、電柱、電線、自動販売機からできるだけ離れる。崖山崩れ、堤防決壊、液状化現象などにも注意し、崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。
 - イ 自転車に乗っていたらすぐに降り、橋や歩道橋の上であれば、動くことが可能なら早く降りきる。
 - ウ バス・電車に乗っているときは、棚から荷物が落ちてこないか確認し、手すり等につかまるか、つかまれないときはしゃがむ。
- (2) 地震の揺れがおさまったら

- ア 崖山崩れのおそれのある場所、河川、海岸からできるだけ離れ、高台に避難する。
- イ 徒歩や自転車であれば、最寄りの避難場所へ移動する。
- ウ 公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従う。
- エ 避難後は、いろいろな情報を入手し、登校するか、帰宅するか、その場で待機するかを判断して行動する。ただし、決して無理無謀な行動はしない。

※災害用伝言ダイヤルの利用

【安否・被害状況について学校への連絡方法】

171→1→自宅の電話番号→録音

録音例「11Rの愛知太郎本人です。自分も家族も無事ですが、自宅は全壊し、現在三の丸小学校に避難しています。」

【学校の再開について確認する方法】

171→2→(0562)34-3811→再生

再生例「東海南高校です。学校の再開については現在検討中です。学校から連絡があるまで自宅で待機して下さい。」

(参考)「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表条件

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
- 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合